

精神科病院における障害者虐待事案への適切な対応について（概要）

（令和6年4月18日 鹿人少第102号）

本通達は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の一部が改正され、精神科病院において精神障害者の医療及び保護に係る業務に従事する者による障害者虐待（法第40条の3第1項に規定する障害者虐待をいう。）を受けたと思われる精神障害者を発見した者への通報義務が新設され、令和6年4月1日に施行されたことから、警察において当該事案を認知した場合の適切な対応に関して必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 認知時の措置
- 都道府県への通報（法第40条の3関係）に係る留意事項・通報要領
- 通報以外の措置
- 適切な相談等への対応
- 警察組織における関係部門間の連携
- 関係機関等との連携

等である。